

平成 21 年 1 月 14 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 エ イ ジ ア
(コード番号: 2352 東証マザーズ)
本 社 所 在 地 : 東 京 都 品 川 区 南 大 井 一 丁 目 13 番 5 号
代 表 者 : 代 表 取 締 役 江 藤 晃
問 合 せ 先 : 取 締 役 美 濃 和 男
TEL (03) 5753-0848 (代表)

時価総額基準の変更について

株式会社エイジア（本社：東京都品川区、代表取締役：江藤 晃、以下 当社）は、平成 20 年 8 月 1 日付当社「当社株式の時価総額について」にてお知らせしましたとおり、平成 20 年 7 月において時価総額が 5 億円未満となったことにより、東京証券取引所有価証券上場規程第 603 条第 1 項第 5 号 a に基づき、マザーズ上場廃止の猶予期間に入っております。

当初の猶予期間の終期は平成 21 年 4 月末でしたが、その後、東京証券取引所による 3ヶ月間（平成 20 年 10 月から平成 20 年 12 月）の時価総額基準の適用停止の決定を受け、猶予期間の終期は平成 21 年 7 月末に延期されております。

本件に関し、平成 21 年 1 月 13 日付にて、東京証券取引所より、時価総額基準の金額を、平成 21 年 12 月を期限として、現行の「5 億円未満」から「3 億円未満」に変更する旨の通知を受領いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社が抵触するマザーズの上場廃止基準の変更内容

当社が抵触するマザーズの上場廃止基準の変更内容は以下のとおりです。

	現行基準	変更後基準
時価総額基準	5 億円未満	3 億円未満

2. 適用期間

上記変更後基準の適用期間は平成 21 年 12 月末までです。

なお、当社は、平成 21 年 7 月末までに、月中平均時価総額および月末時価総額が 3 億円を回復しなかった場合は、上場廃止となります。

3. 今後の見通し

当社は、現時点において、変更後の時価総額基準に抵触しておりますが、安定収益の増加、経費の更なる削減等により企業価値を向上させ、東京証券取引所における上場を維持するよう努めてまいります。

以 上